

四、 あり申る會合を通じ、下の關争題目とし、労働階級の積極的運動を興さしめるやう、他方社會的輿論を喚起すること、

五、 現在ある寄宿舎を労働組合管理の下に置き、なるべく、日常斗争を通じて努むること、

臨時雇傭制度撤廃運動に關する決議案

川崎支部提出 説明者 大房 渡

決議

本大會は臨時や、いひの名によつて労働者を安い賃銀にて雇ひ、又解雇を資本家の自由勝手になさんとする所の、労働者にとつて最も不利であり、資本家の奸手段たる臨時雇傭制度の即時撤廃を決議す

理由

臨時雇傭制度の特に弊害として一般に認められてゐる点は、次の諸点である

- (一) 解雇の場合及退職の場合に於ける何等の手当を獲得することが出来ないこと、
- (二) 傷害及疾病の際に於て其の手当を獲得することが出来ないこと、

と、(三)臨時雇傭者は常に解雇の不安を痛切に感じてゐるが故に、組合を組織するに非常な不便を感ずること、

臨時雇傭制度は以上の如く労働者に不利益を齎らすものなるが故に資本家には最も都合好き方法である。そこで現在各所の工場に行はれてゐるものである。川越に於ては特に富士紡、味の素、明治製菓等に於て代表的に行はれてゐる。我々は一般に此の悪制度に反対するは勿論であるが、特に全勢力を挙げて此等の工場に於ける悪雇傭制度の撤廃を提案するものである。

実行方法

- 一、 メーデーの標語とすること、
- 二、 日常闘争の要求條項とすること、
- 三、 本大會に於て十名の特別委員をおび、臨時雇傭制を実施せる工場に撤廃方を交渉せしめ、これを継續すること、
- 四、 臨時雇傭制を実施せる工場の職工大會、演説會を開かしめ、此の問題について論議せしめること、

労働者相談部設置に關する決議案